

事業主 殿

(公社)建設荷役車両安全技術協会  
愛媛県支部 事務局

## ショベルローダー等定期自主検査者安全教育の実施について

ショベルローダー等(ショベルローダー及びフォークローダー「以下ショベルローダー等」という。)については、車両系荷役運搬機械に係わる規定に基づき、一年以内に1回、定期自主検査を実施するように安全衛生法に定められており、実施者は「ショベルローダー等定期自主検査者安全教育実施要領」に基づく安全教育を終了することになっております。

当支部では下記の通り安全教育を実施することと致しましたので、貴事業所における該当者を是非受講させていただき、ショベルローダー等の点検整備並びにショベルローダー等における災害防止に資するようご案内申し上げます。

## 記

1. 開催日時 令和9年1月23日(土) 9:00~17:00
2. 開催場所 四国建販株式会社 (研修室)  
松山市水産町455-1 TEL: 089-948-4590
3. 受講人員 15名  
受講対象者
  - ① 労働安全衛生法45条(労働安全衛生規則第151条の31)によるショベルローダー等の定期自主検査(年次検査)の業務に従事する者
  - ② ショベルローダー等の月次検査に従事する者
  - ③ ショベルローダー等の定期自主検査を行う業者(検査・整備業)に属する者
4. 安全教育カリキュラム 7時間
  1. ショベルローダー等の定期自主検査の意義 0.5時間
  2. ショベルローダー等の検査に必要な一般的事項に関する知識 2.0時間
  3. ショベルローダー等の検査の方法に関する知識 4.0時間
  4. 関係法令及び災害事例 0.5時間
5. 受講料 会員: 14,630円 一般: 16,830円 (テキスト代及び税込)
6. 申込方法 別添申込書(様式61-B号)に記入の上、FAX又はメールにて申込下さい。  
後日、関係資料を送付致します。
7. 申込先 (公社)建設荷役車両安全技術協会愛媛県支部  
TEL: 089-941-6740 FAX: 089-941-7361  
アドレス: sacl38@mx1.alpha-web.ne.jp
8. 申込期限 令和9年1月8日(金)

注: 当教育のショベルローダーとは車体前方に備えたショベルをリフトアームにより上下させてバラ物荷役を行う2輪駆動の車両です。  
車両系建設機械ではありません。

尚、研修会場は変更となる場合がございます。受講者の方は受講票に記載された会場にお越しください。

